局名	3 総務局	所属名	総務室(045-210-2128)	(単位	: 千円)
事	川崎県税事務所借上事業費				
項					

	限度額	前年度末までの 支 出(見込) 額		当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
						特定財源		一般財源	
		期間	金 額	期間	金 額	国 庫 支出金	県 債	その他	州文 兵 7 亿示
見積額	53, 225		-	令和3年度 ~ 令和4年度	53, 225	-	-	-	53, 225
査 定 額	53, 225		-	令和3年度 ~ 令和4年度	53, 225	-	-	-	53, 225

事業概要等

- 1 事業の概要
- (1) 目的 川崎合同庁舎の老朽化等による職務環境の悪化に伴い、川崎県税事務所を民間ビルへ仮移転したが、 引き続き、現民間ビルに入居をする必要があるため。 (2) 内容 旧川崎合同庁舎の利活用については、今後決定される。民間ビルの契約期間は、川崎合同庁舎の 再整備の進捗をみながら判断を行うため、再契約の期間は1年間とする。当該再契約については、 現契約の期間満了日の6か月前までに締結する必要があることから債務負担行為の設定を行うもの。